

# 事業系ごみ ガイドブック

## 市川市の事業系ごみの処理方法

クリーンセンターへ自己搬入する場合 ➡ **3**

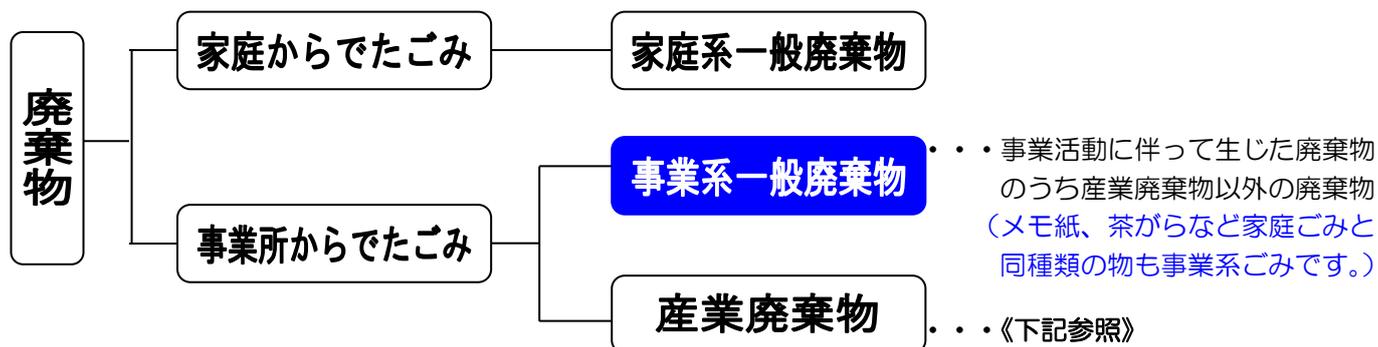
一般廃棄物許可業者へ委託する場合 ➡ **4**

### 目次

- P1 事業系一般廃棄物とは
- P2 事業系ごみの処理責任
- P3 クリーンセンターへ自己搬入する場合
- P4 一般廃棄物許可業者へ委託する場合
- P5 よくあるご質問 Q & A
- P6 事業用大規模建築物を所有する方へ
- P7 減量・資源化～5Rのススメ～
- P8 家電のリサイクル
- P9 パソコンのリサイクル
- P10 古紙のリサイクル
- P11 食品廃棄物のリサイクル
- P12～ リサイクル施設の案内図

# 事業系一般廃棄物とは？

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。



## 産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は 20 種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中 1～12)と、特定の業種から出た場合のみ産業廃棄物になるもの(表中 13～19)があります。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず	廃ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10 鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	15 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)

産業廃棄物は、千葉県が許可した産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

※蛍光灯等の水銀使用製品産業廃棄物は「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を取り扱うことができる処理業者に処理を委託してください。

《処理業者の紹介に関するお問い合わせ先》

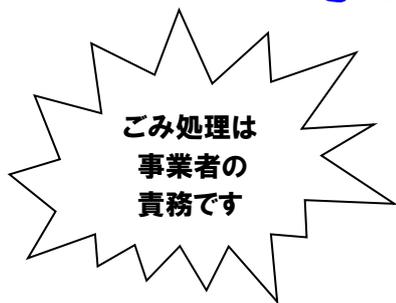
千葉県産業廃棄物処理業協同組合

043-248-2773

一般社団法人千葉県産業資源循環協会

043-239-9920

# 事業系ごみの処理責任



ごみ処理は  
事業者の  
責務です

事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第3条）及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」（第4条）で、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

## 〔適正処理の方法〕

### 1 事業系一般廃棄物

- ①クリーンセンターへ自己搬入・・・P3 参照
- ②市が許可した収集運搬業者に委託・・・P4 参照

### 2 産業廃棄物

- ①千葉県が許可した処分場に自己搬入
- ②千葉県が許可した収集運搬業者に委託

## ごみの屋外焼却は法律で禁止

されています

廃棄物の焼却は、煙や悪臭、灰により近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類など有害物質を発生させるなど、環境汚染の原因のひとつにもなります。このため、法律により、**廃棄物の屋外焼却は原則として禁止されています。**特に廃タイヤやビニール、プラスチック類の焼却は、生活環境に著しい悪影響を及ぼしますので、絶対にしないでください。

廃棄物の屋外焼却行為者は、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）**となります（未遂も処罰の対象です）。さらに、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。

## ごみの不法投棄は犯罪です！

不法投棄をした人は、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）**となります（未遂も処罰の対象です）。さらに、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。

不法投棄が行われている、あるいはしようとしているところを見かけたら、**警察にご通報ください。**

その際、発見した**日時、場所**、不法投棄された物の**種類や量・特徴**、不法投棄に使われたトラック等の**車両の色やナンバー**など、わかる範囲の**情報をお知らせください。**

# クリーンセンターへ自己搬入する場合

## 処理手数料

10kgにつき 220 円(消費税含む)  
10kg未満の場合も 220 円の手数料がかかります。

## 持ち込み時間

月曜日～土曜日の午後 1 時～4 時  
(日・祝日、年末年始はお休み)

## 注意事項

- 車に積み込む前に、燃やすごみ・燃やさないごみを分別してきてください。
- 土曜日、12 月後半、3 月後半から 4 月前半は、特に混み合います。時間に余裕を持ってご来場ください。
- 計量方法について  
車両ごとクリーンセンター台貫(秤)に載り、積載時と空車時の重量差から積載量を算出し(入出の際 1 回ずつ計 2 回測る)、その重量に応じて処理手数料をお支払いください。

## 持ち込めないごみ

クリーンセンターは一般廃棄物中間処理施設です。  
産業廃棄物は持ち込み出来ません。

### <主な内容例>

- (1) 市川市以外から出たごみ
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (3) 特別管理一般廃棄物(病院、診療所、介護老人保健施設、動物の診療施設等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、ガーゼ、紙くずなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのあるもの)
- (4) クリーンセンターで処理出来ない種類のごみ(処理不適物及び処理困難物等)
- (5) 事業系一般廃棄物のうち、クリーンセンターの受入れ能力、または処理能力を超えるもの、もしくは焼却炉・破碎機等を著しく傷めると判断されるもの。
- (6) クリーンセンターへの持込ごみを排出者自身(企業の場合は従業員)、または市が許可した一搬廃棄物収集運搬許可業者以外の者が搬入する場合。
- (7) 灰
- (8) 家電リサイクル対象機器(テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン) ※P8 参照
- (9) パソコン ※P9 参照

# 一般廃棄物許可業者へ委託する場合

処理（収集・運搬）を委託する場合は、市が許可した下記業者に委託してください。

## 【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

許可業者	所在地	☎	許可業者	所在地	☎
(有)市川企業	南大野 3-5-20	(338) 0220	(有)藤城清掃サービス 	国分 2-7-2	(374) 0822
(株)石井興業所	曾谷 3-7-2	(371) 7514	(有)伸興環境	須和田 1-23-10	(372) 5419
(株)光伸清運 	曾谷 6-30-2	(371) 9345	千葉建設(株)	押切 20-3	(357) 1546
大市産業(株)	大野町 3-1696	(337) 8255	(株)大進功業	八幡 6-7-14	(302) 7825
(株)市川環境エンジニアリング*	田尻 2-11-25	(376) 1711	第一優美(有)	大和田 5-15-17	(370) 7063
(有)京昇産業	柏井町 1-1263-7	(338) 4516	(有)及川建材興業	大野町 2-959	(337) 0265
(有)田島清掃	妙典 1-9-12	(357) 3317	千葉ロードサービス(株)	南八幡 3-7-3	(370) 9333
(株)国分運輸	大野町 1-56-3	(339) 5390	(株)曾谷造園土木	曾谷 3-9-5	(375) 6811
(有)三穂興業 	大野町 2-595-4	(337) 7506	立建建設(株)	大野町 2-1849	(337) 3615
(株)マツカゼ	曾谷 1-31-24	(373) 6261	日本サービス(株)	塩焼 3-2-10-102	(300) 2253
(有)三橋サービス 	大野町 4-2846	(337) 8643	(株)建総	原木 3-18-9	(328) 8333

### 少量排出事業所の場合

表中の  表示は、専用袋による収集を行っている業者です。専用袋とは、袋の購入代金に収集運搬と処理料金が含まれているものです。袋を購入する際に、収集時期を打合せしていただきます。袋の料金は業者ごとに定められており、ごみがたまったら回収に伺うことが基本となっておりますので一般的な委託契約より低料金となります。少量しかごみがでない場合や不定期に回収してもらいたい場合などに便利です。

### お住いの一部が事業所となっている場合

事業所のうち、下記の条件にすべて合致する場合は、例外として各地域のごみ集積所に出すことができます。

1. 延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されている事務所、店舗等(これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。)において事業を営んでいること。
2. 1 に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の 1 日当たりの量が、おおむね 5 キログラム以下であること。

該当する場合は、登録を行いますので

清掃事業課へご連絡ください。

(Tel 047-712-6318)

# 事業系ごみ Q&A

Q ごみは少量でメモ紙や茶がらなどの家庭ごみと変わらないのですが、家庭用ごみ集積所に出せませんか？

A ごみの量や種類にかかわらず、事業所のごみは家庭用ごみ集積所に出すことはできません。少量排出事業所の方には専用袋による回収業者をお勧めしております。(P4 参照)  
通常の委託はごみの種類や収集回数によって料金が異なりますが、専用袋は回収業者ごとの定額制なのでごみが少量しか出ない場合は便利です。

Q 資源物を「ごみ集積所」又は「集団資源回収所」に出すことはできますか？

A 「ごみ集積所」や「集団資源回収所」は、家庭から出される廃棄物や資源物を回収するためのものです。事業所からの資源物を出すことはできません。事業系の資源物は、それぞれの事業者の責任において回収業者に委託していただくか、直接、紙問屋にご相談いただき持ち込んでいただくこととなります。(P10 参照)

Q 自宅で事務所を構えているのですが、どのように出したらよいのでしょうか？

A 事業所の面積や排出量などの要件により、家庭ごみ集積所に出せる場合があります。(P4 参照)  
要件に該当しない場合は、通常通りクリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物許可業者へ委託することになります。

Q 事業系ごみを出す場合は、市の指定袋に入れなくてはならないのでしょうか？

A 市の指定袋は全て家庭系ごみ用の袋となっております。  
クリーンセンターへ自己搬入する場合は、どんなごみ袋でも構いません。  
一般廃棄物許可業者へ委託する場合は、契約した許可業者へ直接確認してください。

Q ごみは書類しか出ないのですが古紙業者に出せませんか？

A 紙はリサイクルできますので是非再生業者をご利用ください。(P10 参照)  
その他、ダンボール、新聞紙、雑誌も同様に再生業者に委託することが可能です。

Q 一般廃棄物許可業者はどのように選べばいいのですか？

A 一般廃棄物許可業者の表の中からお選びください。(P4 参照)  
見積を取る前に、近隣の事業所や同一ビル内の店舗と、同じ許可業者と契約すると効率的な契約となる場合がありますので情報収集も大切です。

Q 一般廃棄物許可業者と契約するまでどのような手順になりますか？

A 契約する前には、①ごみの種類 ②ごみの量 ③収集回数 をはっきり伝えることが大切です。  
①～③をもとに料金が決定することになります。  
正式な契約をする際は必ず契約書を取りかわしましょう。

Q 一般廃棄物許可業者へ委託する場合、料金はどのくらいかかりますか？

A 統一料金ではありません。上記の①～③によって料金は異なります。  
数社から見積をとりよくご検討のうえ、契約しましょう。

# 事業用大規模建築物

市川市では、事業系一般廃棄物の発生の抑制、再利用および資源化を促進するため、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第 16 条の規定により、「事業用大規模建築物」の所有者または占有者に、「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出、および「廃棄物管理責任者」の設定を義務づけ、資源循環型社会への取り組みを求めています。

## 事業用大規模建築物とは

- (1)大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗  
(「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗)
- (2)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館またはホテルに供される部分の延べ面積が 3,000 平方メートル以上の床面積を有する建築物

## 事業用大規模建築物の所有者等の義務

- 製品の再利用を促進する等による、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量
- 廃棄物を製品の原料とする等による、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の資源化
- 上記減量・資源化およびその適正処理に関する業務を担当する「廃棄物管理責任者」の選任および届出
- 「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出
- 上記義務の履行に関する相互協力

### ①廃棄物管理責任者の選任および届出

廃棄物管理責任者には、所有者等自身を選任するか、所有者等としての権限を委任できる方で、当該建築物から排出される廃棄物について全体的に管理できる方を 1 名選任していただきます。

**提出書類**

廃棄物管理責任者選任届出書

**提出期限**

選任の日から 14 日以内

### ②「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出

当該建築物における、前年度の事業系一般廃棄物の種類別実績量、当年度の各計画量、減量・資源化の施策や廃棄物の処理フローなどを記入していただきます。

**提出書類**

事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書

**提出期限**

毎年度 5 月 31 日

## 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、当該建築物から排出される一般廃棄物の実質的な責任者となりますので、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および資源化を促進するため、以下のような職務を行います。

- 廃棄物の減量・資源化のための組織・体制の整備
- 計画の定期的な点検・見直し
- 廃棄物の種類・量・処理方法の把握
- 関係書類の保管・整理
- 廃棄物が適正に処理されているかの確認
- 社員やテナントに対する、廃棄物の適正な処理方法や減量・資源化の指導・啓発活動

# ごみの減量・資源化～5Rのススメ～

市川市は「シェイプアップ市川」をスローガンに掲げ、資源循環型社会の形成をめざしています。  
市内にごみの最終処分場を持たない市川市では、

Reduce	(リデュース)	「ごみになるものを減らす」
Reuse	(リユース)	「ものを繰り返し使う」
Recycle	(リサイクル)	「再び資源として利用する」
Refuse	(リフューズ)	「ごみになるものを断る」
Repair	(リペア)	「ものを修理して使う」

を進めていく必要があります。

5R(ファイブアール)とは上記の5つのRをとって作られた減量・資源化のキーワードです。

事業者のみなさまには、ごみの適正処理および減量・資源化の推進にご理解とご協力をお願いします。

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> オフィスでの紙の使用量を抑える(両面コピーなど) | <input type="checkbox"/> 裏面が使える紙はコピーやメモ帳として再利用する | <input type="checkbox"/> 資源になるものはリサイクル業者に回収してもらう |
| <input type="checkbox"/> 簡易包装の推進                  | <input type="checkbox"/> 詰め替え用製品を積極的に購入する        | <input type="checkbox"/> 事業所内にリサイクルの分別箱などを設置する   |
| <input type="checkbox"/> 紙コップ、ペーパータオル等使い捨て用品を使わない | <input type="checkbox"/> 壊れたものは捨てずに修理して使用する      | <input type="checkbox"/> グリーン購入法対応品等を積極的に使用する    |
| <input type="checkbox"/> 在庫管理を行い無駄なものを減らす         |  |  |

取り組んでいるところに☑チェックをつけてみましょう。  
5Rを行うことで事業者のみなさまのメリットにもつながります。

## 事業所のイメージアップにつながります！

環境問題には大きな関心が集まっているなかで、ごみの減量・資源化に取り組むことは取引先や消費者に対するイメージアップにつながります。

## コスト削減につながります！

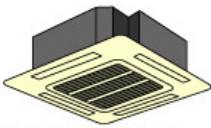
職場全体の節約を行うことで事務用品の購入、ごみの排出を抑制することができコスト削減につながります。

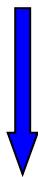
## 働く人の意識改革につながります！

例えばペーパーレス化を目指すために回覧やメールを活用すれば業務の効率化につながります。  
両面コピーを心がければ紙の使用量は半分になります。働く人たちの意識改革につながります。

# 家電4品目のリサイクル

事務所、店舗などで使用しているテレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機など、家庭用として製造されたものは、家電リサイクル法により販売店や産業廃棄物収集運搬許可業者または指定引取場所に適切に引き渡すことが定められています。

産業廃棄物	
家電リサイクル法 対象機器	対象外（業務用）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）</li> <li>●洗濯機・衣類乾燥機</li> <li>●冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>●エアコン</li> </ul>	<p>一例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>天井型エアコン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>パッケージエアコン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ショーケース</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>冷凍ストッカー</p> </div> </div> <p>※不明な場合は、製造業者にお問合せください。</p>



産業廃棄物（金属くず等）として処分（P1 参照）

## 《処分方法》

1. （原則）購入した販売店、または買い替えをする販売店に依頼  
**必要な費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金**
2. 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託  
**必要な費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金**  
 許可業者の紹介：千葉県産業資源循環協会（043-239-9920）
3. 指定引取場所に自己搬入 **必要な費用＝リサイクル料金**  
**【自己搬入の手順】**

ゆうちょ銀行でリサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む

↓

廃棄する家電とリサイクル券を指定引取場所に持込む **【指定引取場所は P12 参照】**

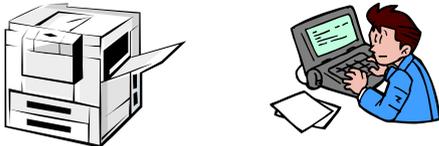
《お問合せ先》家電リサイクル券センター（☎0120-319-640）

受付時間：午前9時～午後6時（休み：日曜、祝日）

ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

# パソコンのリサイクル

事務所、店舗などで使用しているパソコンの処分は、「資源有効利用促進法」で回収・リサイクルが義務付けられている各メーカーに処分を依頼してください。

産業廃棄物	
メーカー回収機器	対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>●ノートパソコン</li><li>●デスクトップパソコン（本体）</li><li>●CRTディスプレイ及び CRTディスプレイ一体型パソコン</li><li>●液晶ディスプレイ及び 液晶ディスプレイ一体型パソコン</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>①プリンタ、スキャナー、ワープロなど</li><li>②メーカー不明のパソコン、自作のパソコンなど</li></ul> 
↓	↓
<b>《処分方法》</b>	
各メーカーの「事業系 PC リサイクル受付窓口」へお申し込みください。	産業廃棄物（金属くず等）として処分 許可業者の紹介：千葉県産業資源循環協会 (043-239-9920)

## 《お問合せ先》

その他不明な点は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会のホームページ：<http://www.pc3r.jp/>

「事業所から廃棄されるパソコン」からご確認ください。

# 古紙のリサイクル

紙ごみは可燃ごみの中で一番多いごみです。

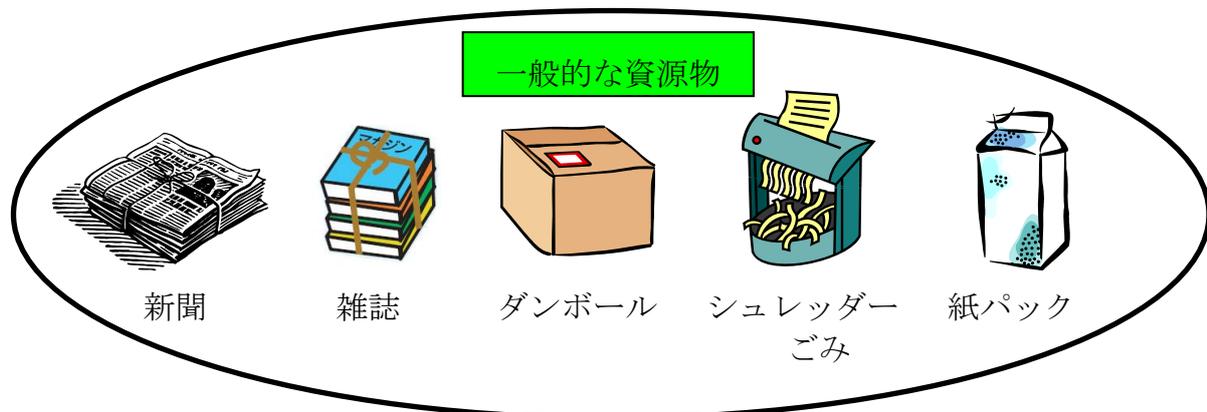
そのうち、新聞、雑誌、ダンボールなど再生可能な古紙をリサイクルすることは、ごみの減量に大きく寄与しますので、古紙のリサイクルにご協力をお願いします。

リサイクルの際は、以下の紙問屋にお問合せください。

## 【市内の紙問屋】(案内図は P12~13 参照)

事業所名	所在地	☎	取扱品	搬入方法
株式会社 木下	二俣 447-3	327-1166	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	持込み 収集は 要相談
北越パレット 株式会社	塩浜 3-14-1	397-3115	新聞、雑誌、ダンボール、 古着、紙パック、 事業系古紙	持込み
増田商店 株式会社	田尻 1-9-2	376-4208	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	持込み
市川紙原 株式会社	柏井町 2-78-3	369-7571	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	持込み
株式会社 渋谷商店	押切 11-10	358-2221	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	持込み

※搬入時間等につきましては、各事業所にお問い合わせください。



# 食品廃棄物のリサイクル

食品関連事業者は、食品リサイクル法により基準実施率（リサイクルを実施する率）が設定されています。

食品の循環型社会を目指すため、食品廃棄物のリサイクルにご協力をお願いします。

## 食品関連事業者から排出される食品廃棄物

産業廃棄物	事業系一般廃棄物	
食品の製造・加工業者  食品メーカーなど ↓ 加工残さ 	食品の流通業者  スーパー、コンビニエンスストア等の小売業など ↓ 売れ残り 	飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者  食堂、レストラン、ホテル・旅館、結婚式場など ↓ 調理くず・食べ残し 

### ○基準実施率

基準実施率は平成 20 年度からスタートし、20 年度の基準実施率は次のとおり設定されました。

平成 19 年度 of 取組結果が 20%未満の事業者 = 20%

平成 19 年度 of 取組結果が 20%以上 50%未満 = 取組結果 + 2%

平成 19 年度 of 取組結果が 50%以上 80%未満 = 取組結果 + 1%

平成 19 年度 of 取組結果が 80%以上の事業者 = 維持向上

以降、毎年度以下のとおり増加します。

**基準実施率** = **前年度の基準実施率** + **増加ポイント**

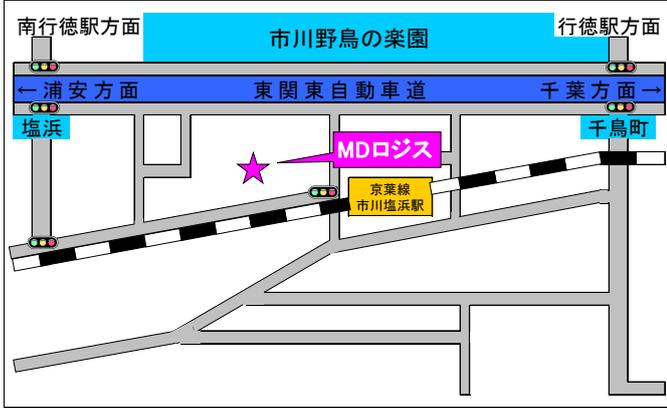
前年度の基準実施率	増加ポイント
20%以上 50%未満	2%
50%以上 80%未満	1%
80%以上	維持向上

市内には、食品廃棄物を飼料にリサイクルする処分場がありますので、食品リサイクルに取り組む事業者は、清掃事業課にお問合せください。(Tel 047-712-6318)

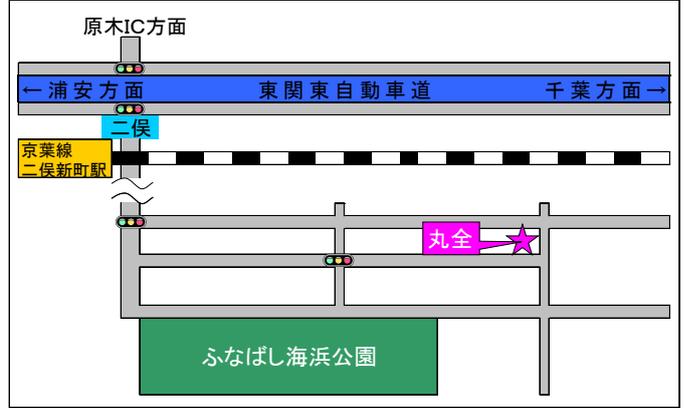
# 案内図

## 家電指定引取場所

- ① MDロジスワールドサービス株式会社市川営業所  
所在地：市川市塩浜 3-12  
TEL：047-395-2549

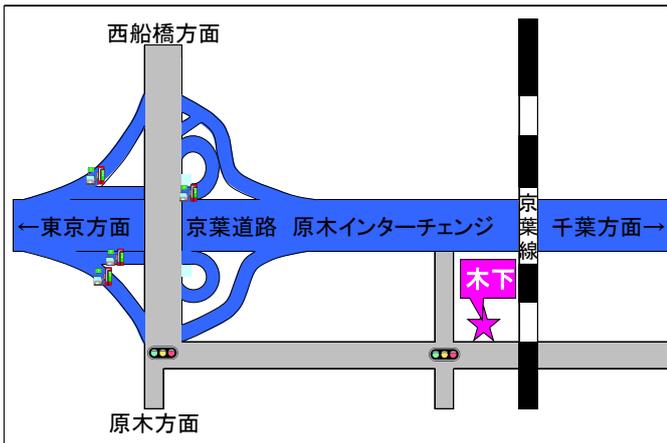


- ② 丸全京葉物流株式会社船橋営業所  
所在地：船橋市潮見町 19-4  
TEL：047-431-4880

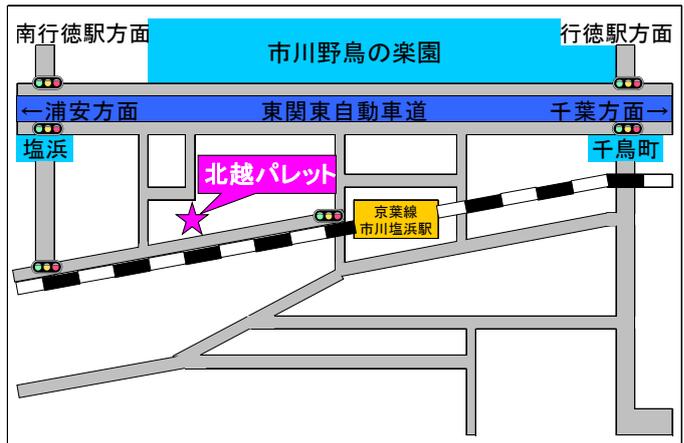


## 紙問屋

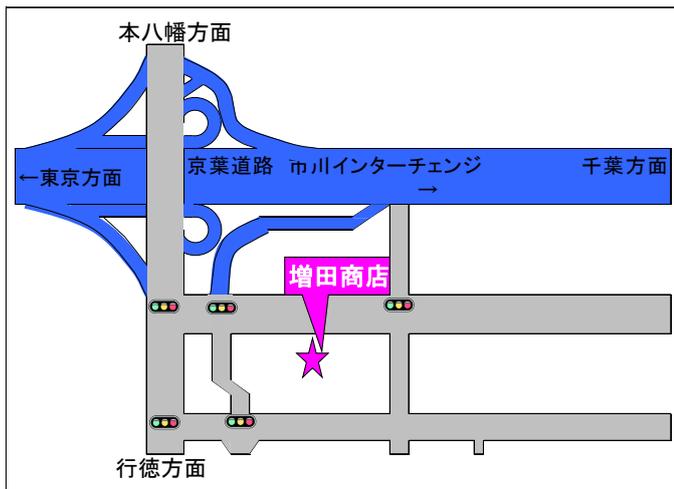
- ① 株式会社木下  
所在地：市川市二俣 447-3  
TEL：047-327-1166



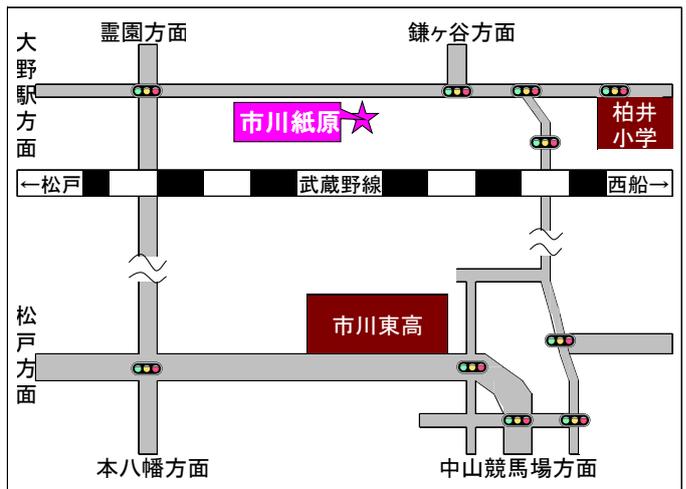
- ② 北越パレット株式会社  
所在地：市川市塩浜 3-14-1  
TEL：047-397-3115



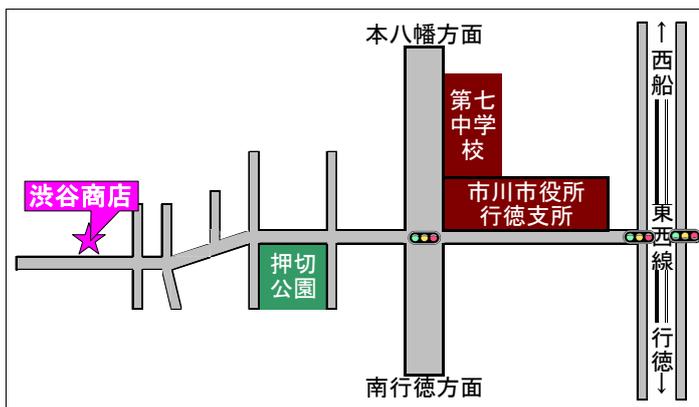
② 増田商店株式会社  
 所在地：市川市田尻 1-9-2  
 T E L：047-376-4208



④ 市川紙原株式会社  
 所在地：市川市柏井町 2-78-3  
 T E L：047-369-7571

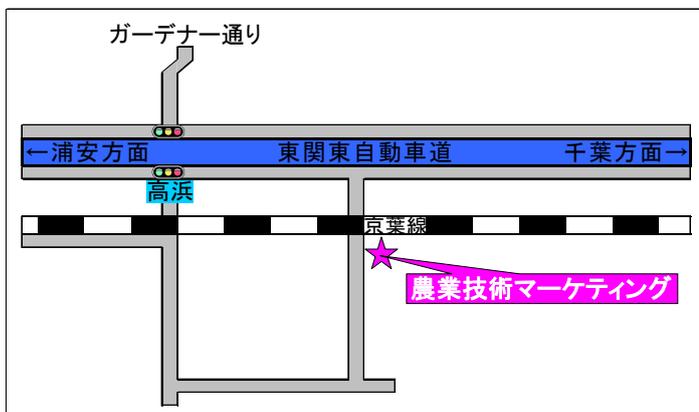


⑤ 株式会社渋谷商店  
 所在地：市川市押切 11-10  
 T E L：047-358-2221



## 食品リサイクル施設

株式会社農業技術マーケティング  
 所在地：市川市本行徳 2554-63  
 T E L：047-307-4833



※営業日等につきましては、各事業所にお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

**市川市 環境部 清掃事業課**

**TEL 047-712-6318**

**〒272-0014 市川市田尻 1003 番地**